

議案第 60 号

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の一部改正について

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱(令和 5 年教育委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者) 第 3 条 略 2 前項各号に掲げる者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助の対象となっている場合又は国、県等から給食費の補助を受けている場合は、この要綱に基づく補助の対象外とする。</p>	<p>(支給対象者) 第 3 条 略 2 前項各号に掲げる者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助の対象となっている場合は、この要綱に基づく補助の対象外とする。</p>

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。